

新聞通信調査会報

毎月一回一日発行
昭和40年2月20日
第三種郵便物認可

8 - 2007

犯罪抑止機能が大幅低下

最近の事件から見た日本社会

本多 晃 一

(共同通信社社会部担当部長)



最近の犯罪情勢がどうなっているか。警察など関係機関が犯罪情勢を受けて、治安回復に向けてどういう取り組みをしているか。警察庁は警察官を増員したり、新たな法整備をしたりしているが、多くの国民は治安が良くなっていると思っていない。国民の「体感治安」が改善しないのはなぜなのか。治安の現状を考えてみたい。

2 割切った検挙率

治安を考える上で代表的なデータは「検挙率」と「認知件数」だ。検挙率は犯罪が捜査によって解決した割合を示す数値だが、昭和の時代は刑法犯全体で60%ぐらいを維持していた。それが平成の時代になって急激に低下。二〇〇一年には戦後初めて20%を割り込み、19・8%になった。

認知件数は警察が認知した犯罪件数のことで、昭和の時代は年間百二十万件ぐらいで推移していたが、一九九六年（平成八年）に百八十万件を記録。その後、八年連続で戦後最多を更新し、二〇〇一年には二百八十五万件にまで増えた。

これは警察も全く想定しなかった数字で、当時の佐藤英彦警察庁長官は、この数字を知らされた時の心境について「このまま同じ比率で増えいくと、三百万件に届くだろう。そうすると、これはもう回復不可能だ。もし三百万件を超えたら後戻りはできなくなる。ここで治安が回復できるか、このまま回復できないほど悪化していくのかの分水嶺だ」と話している。

警察庁は殺人・強盗・放火・強姦・誘拐・強制

わいせつの六罪種を「重要犯罪」と呼んで別に統計を取っているが、この重要犯罪の認知件数も、昭和の後半から平成の初めにかけては年間一万件を下回るぐらいだったのが、二〇〇一年には二万件になった。〇四年には減少したが、〇五年は二万三千八百八件を記録、十年前の約二倍になった。検挙率は、一九九六年から九八年にかけては80%台だったが、二〇〇一年には50%台になり、それ以降は50%台が続いている。

つまり、重要犯罪であっても、二件に一件は解決できていない。十年前には87%が解決できたのに、今は半分しか解決できなくなっている。さすがに殺人の検挙率は90%台をずっと維持していて急激に下がっている事実はない。しかし、強盗は九六年には検挙率が80%あったが、二〇〇〇年には50%台に落ち、〇一年には40%台になった。〇二年からは50%台が定着した。このように強盗が増え、検挙できなくなっていることが、最近の特徴の一つだ。

治安悪化の3要素

さらに、少年犯罪も治安悪化の要因に挙げられる。少年の検挙人員は戦後最高だった一九八三年には十九万六千七百八十三人だった。二〇〇五年は十二万三千七百十五人で、ピーク時に比べると、絶対数としては減っているが、凶悪化が目立つようになっているのが最近の傾向だ。

少年の凶悪犯の検挙人員も〇三年が二千二百十二人、〇四年が千五百八十四人、〇五年が千四百

四十一人と確かに減っているのだが、このうち殺人は六十七人で、刑法犯全体の検挙人員に占める少年の割合は約30%になっている。

なぜ、このように治安が悪化したか。警察庁が治安悪化の要因として挙げているのが次の三点だ。一つは家庭、学校、地域の共同体が崩壊したこと。このため、共同体への帰属意識や規範意識が薄れて、日本社会のある部分をつくつていた「ムラ社会」が崩壊した。

二番目は、来日外国人が急増し、それが不法残留化したこと。国家間の経済格差があるから、日本に金を求めてアジアや南米から人が流れてくるのは止めようがないが、入管対策が後手に回ったことで不法滞在を増やしてしまった。

象徴的なのは来日外国人の検挙人員の急増。一九八〇年は三千六十二人だったが、九三年に一万人を突破。二〇〇五年は二万一千百七十九人。八〇年当時から比べると、実に七倍に増えている。うち不法滞在者が占める割合は15%。不法滞在者で凶悪犯罪を起こした者の割合は36%。外国人が増え、不法滞在者が定着することで治安が悪化している様子がうかがえる。

三番目の要因は、バブル崩壊による不況と失業率の高さ、それに伴う生活不安だ。警察庁次長の吉村博人氏は著書の中で、最近の社会情勢について「十年ほど前から街中のひどい落書き、公衆電話など公共空間での若者の振る舞い、高校生らしからぬ男女の風体、歩道をスピードを出して走る

自転車、ぶつかっても謝罪の言葉すらないマナーの悪さなど眉をひそめるような状況がある」とし、規範意識の低下が犯罪の抑止機能の低下につながっているとの考えを示している。

緊急治安対策を策定

なぜ検挙できなくなったか。まず、よくいわれるように、犯罪現場に残されている証拠から犯人に到達できなくなったことが挙げられる。大量生産時代でいわゆる「ブツ」から犯人にたどり着く捜査ができない。地域社会が崩壊していることによつて、捜査員が聞き込み捜査をしても十分な情報が得られなくなった。

また、通り魔的な犯罪、外国人絡みの犯罪、ハイテク犯罪という、これまでの日本社会ではあまり類がなかった犯罪が増え、捜査手法がそれに合わなくなった。例えば、振り込め詐欺とか、闇金融、出会い系サイトやインターネットを使った犯罪。そういう新しいツールがここ十年ぐらいで社会に浸透し、それを悪用した犯罪が多発するようになった。

こうした中で、警察庁は二〇〇三年八月、「緊急治安対策プログラム」を策定。三年をめどに治安を回復させ、安心して安全に暮らせる社会の確立を宣言した。前後して自民党が〇三年六月に、治安強化に関する提言を出した。これは五年間で治安の危機的状況を脱することを目標に掲げ、大きな柱として①警察官を増員する②留置場、刑務所などの収容施設を改善する③不法滞在外国人を

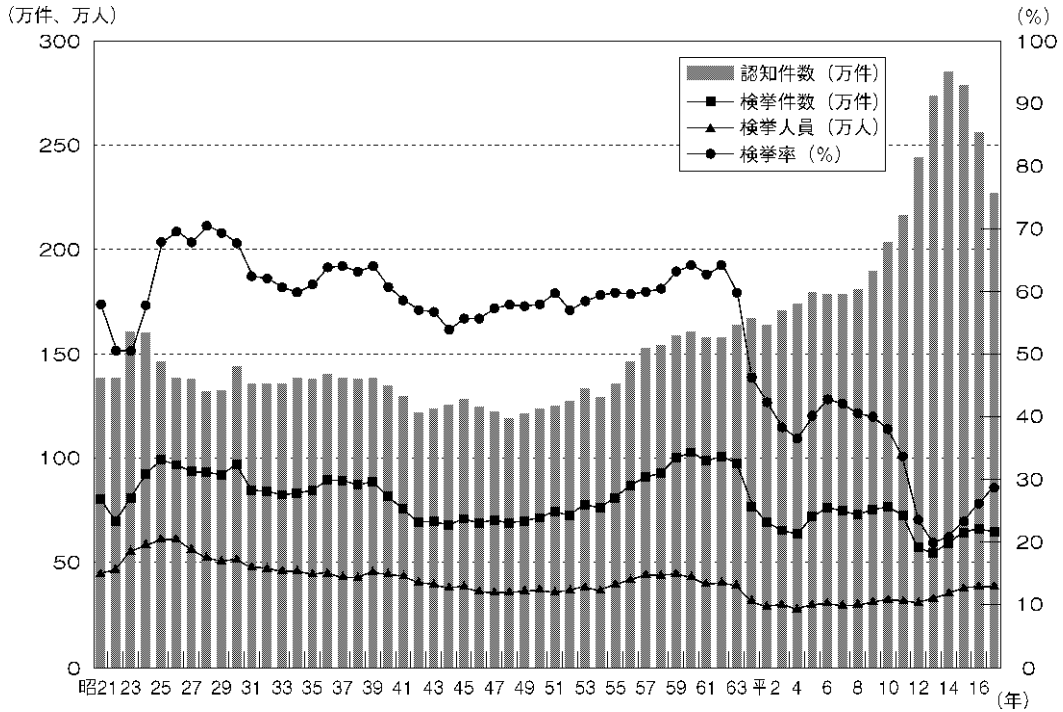
半減させる―ことを盛り込んだ。この時期、治安対策担当として広島県警本部長だった警察官僚の竹花豊氏が東京都副知事に就任した。

政府も首相をトップとして犯罪対策閣僚会議を設置し、①平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪を抑止する②少年犯罪を抑止する③国境を越えた脅威に対応する④組織犯罪から社会と経済を守る―という四項目を提言。また、この年の衆院選挙では、自民党、民主党が治安対策を公約に掲げて国民に訴える選挙運動を展開した。自民党の政権公約は五年間で治安の危機的状況を脱し、不法滞在外国人を半減させるなどとし、民主党は四年間で警察官を三万人増員するという公約を掲げた。

以上のように、〇三年は治安回復に向けていろいろな対策が打ち出された「治安回復元年」と言っている年だった。この年、警察庁も考え方を大きく転換。それまで、「検挙に勝る防犯なし」という方針で犯罪対策に取り組んでいたが、年間二百八十五万件も犯罪が起きるような世の中になると、犯罪自体の発生を抑え込まないとどうしようもないということで、発生を抑えることに警察力が注がれるようになった。「検挙」よりも「抑止」が重要ということで、警察庁は当時、それを「抑止に勝る防犯なし」という言葉で表現した。

この年の全国本部長会議で佐藤長官は「交通事故と同様に犯罪についても発生を抑止することを主眼とする。国民の安全と安心を確保する上でこれに勝るものはない。今日のように、治安が良い

刑法犯の認知・検挙状況の推移（昭和21年～平成17年）



平成18年警察白書より

とされていた時期の二倍もの犯罪が発生している状況下にあつては、犯罪を抑止しなければ捜査活動に精力を傾注できなくなる」と訓示した。

そこで、発生を抑止するための具体的取り組みだが、まず、警察官の大量増員が挙げられる。地方の財政状況が厳しい中、それまで増員は認められていなかったが、政府・自民党挙げて犯罪対策が大きなテーマになっていたため、〇二年から〇四年にかけて三年間で一万一千六百五十人の大量増員が認められた。さらに、全国の警察も団塊世代の大量退職時代を迎え、一年ごろまでにかけて毎年一万人の警察官が退職する。そうすると、警察力の低下が懸念されるため、〇五年から〇七年にかけて、さらに一万人が増員されることになり、警察官を要所に配置できる体制が整った。

新手法の犯罪に新手法

一方で、新規立法や新たな捜査手法の導入にも積極的に取り組んだ。ストーカー犯罪が社会問題になった二〇〇〇年にストーカー規制法を作った。出会い系サイトを悪用した犯罪が多発すると、〇三年に出会い系サイト規制法を、住民不安を助長する住居などへの侵入盗が増えると、ピッキング対策法を作った。

〇四年には振り込め詐欺の被害が二百八十億円に上ったが、この犯罪は携帯電話と銀行口座がないと成り立たない。振り込め詐欺を取り締まるため、銀行口座の売買を禁止する「金融機関本人確認法」を改正したほか、携帯電話の契約・譲渡時に本人の確認を義務付ける「携帯電話本人確認法」を制定、これらが振り込め詐欺の二大ツールを規制する立法といわれた。

凶悪犯罪に対応するため、警察官の拳銃使用基準も〇一年十一月に緩和された。それまでは、犯人と対峙したとき、警告をした上で発射することになっていたが、警察庁は国家公安委員会規則を改正し、事態が急迫した緊急時には警告や威嚇射撃なしで撃てることを明示した。

また、〇四年十一月に奈良市で起きた女兒誘拐殺人事件で、新聞販売店に勤務していた男が逮捕されたが、その男が過去に性犯罪で服役していたことが分かった。性犯罪は反復性が高いといわれるが、その男が出所していたことを警察は知らなかった。

そういう中で、年が明けた〇五年の年頭の記者

会見で、漆間巖警察庁長官が「警察は性犯罪者が出所しても把握するべきがない。出所情報を出せないだろうか」と発言。これがきっかけとなって、〇五年六月から一定の性犯罪者については出所情報が法務省から警察庁に開示され、出所者の居住地を管轄する警察に伝達されるようになった。

米国には「メーガン法」という法律があり、性犯罪者については所轄の警察が知っているだけではなく、一般市民にも公表しているが、日本では、一気にそこまで突き進むことは無理だろう。

また、警察庁は今年五月から、特定事件について重要情報をもたらしただけに懸賞金を出す制度を始めた。情報を金でやりとりするのは日本人のメンタリティーに合わないといわれていて、民間レベルは別にして、公的資金を使った懸賞金制度はなかなか実現しなかったが、警察庁は現在、九つの事件を対象に、逮捕に結び付くような重要情報の提供を求めている。

さらに、昨年六月からスタートした駐車監視員制度も警察力の拡充の点から画期的なものといえる。これは、全国に約千二百ある警察署のうち、繁華街などを管内に抱える二百七十の警察署で、民間の駐車監視員に違反取り締まりを任せるものだが、これによって浮いた人員をほかの重要事件などの捜査に振り分けることが可能になる。警察庁の試算では、民間委託により全国で一日当たり五百人の警察官が、捜査などほかの業務に従事で

きるとしている。

好転しない「体感治安」

今年の通常国会では、少年法が再び改正された。少年法は一九四八年に制定された法律で、五十年以上改正されることがなかった。それが九七年に起きた神戸の連続児童殺傷事件、いわゆる酒鬼薔薇事件をきっかけに改正された。この時の改正で、刑事罰を科す年齢を十四歳に引き下げた。

しかし、その後、長崎市で十二歳の中学生が小学生を駐車場から突き落として殺害した事件や、十一歳の小学六年生が、同級生をカッターナイフで殺害する事件があり、再び少年法の改正論議が起こり、五月に改正少年法が成立した。

内容は、十四歳以上でないときなかつた少年院送致が、「おおむね十二歳以上」でできるようになった。法務省の見解では、おおむね十二歳の幅は「一歳ぐらい」ということになっており、改正少年法によれば、小学生でも少年院に収容することができるよう。また、刑法上、十四歳未満は罪を問えず、これまで警察は捜査ができなかつたが、改正少年法では十四歳未満でも捜索など強制的な措置が取れるようになり、低年齢化が進む少年犯罪対策上、大きな意味を持つことになった。

それでも一般国民からすれば、治安状況は決して改善していない。昨年九月に日本世論調査会が実施した世論調査によると、日本の治安が以前に比べて悪化したと答えた人が全体で80%。自分や家族が犯罪に巻き込まれると感じている人は70

%。就学前の乳幼児を持つ人の71%、小学生を持つ人の67%が、自分の子どもが連れ去りや誘拐に巻き込まれる不安を感じている。この調査結果からも、警察がいろいろ対策を講じて、治安悪化に対する国民の不安が解消されてないことが分かる。

数字上は徐々にではあるが、治安が改善されているにもかかわらず、なぜこうなるのかというと、やはり、世間で注目される重大事件が解決していないことが大きい。例えば、二〇〇〇年暮れに起きた世田谷の一家四人殺害事件は、警視庁が最大の力を注いで捜査しているにもかかわらず、いまだに解決できていない。

一昨年の十二月に栃木県今市市で起きた女児の殺人事件もそうだ。地方都市で、犯人は必ず現場周辺にいますと考えられるのに、解決できない。以前なら絶対に犯人を逮捕できた事件であっても解決できないため、「体感治安」がなかなか好転しないのではないか。

裁判員制度の影響

こうした中、二〇〇九年から裁判員制度が始まる。これは、一定の重要な事件について、国民の中から選ばれた裁判員が裁判官と一緒に裁判をする制度で、殺人、強盗致傷、放火、傷害致死などいわゆる凶悪犯罪を対象に、裁判員と裁判官が法廷で有罪か無罪かを判断して、懲役何年という量刑まで決めることになる。

米国の陪審員は有罪か無罪かの評決はするが、

量刑には関与しない。法務省幹部の一人がこの制度について「国民が裁判員として裁判に参加することは、法廷で犯罪者と向き合うことだ。検察が出した証拠を見て、被告の有罪、無罪を決めなければならぬ。これは、国民が直接的に治安の現状と向き合うことにつながる」と話していたが、確かに裁判員制度には、犯罪や捜査に対する国民の意識を変える大きな要因があると思われる。

一方で、国民の意識とともに、警察の捜査の在り方も変わらざるを得ない。裁判員制度が始まると、まず、膨大な調書を法廷に提出することが難しくなる。一般国民から選ばれた裁判員に、職業裁判員と同じように「調書をこれだけ読んでくれ」というわけにいかない。このため、法廷での審理が多くなり、警察官が出廷して証人尋問を受ける場面も増えるだろう。そうした中で、仮に被告が法廷で「取り調べ中に暴行を受けた」などと言ったときに、その真偽を素人の裁判員が判断できるのか。なかなか難しいのではないか。

こうしたことから日弁連は、取り調べが正当だったのか、ビデオに撮ったり録音したりして、それを法廷に出すべきだと主張している。一方の警察は、ビデオや録音テープを取調室に持ち込んでそれを証拠として法廷に出すことには消極的だ。

こうした動きを「捜査の可視化」と呼んでいるが、警察は「取調官は被疑者と時間をかけて信頼関係を構築しており、取り調べ状況が明らかになるようなことになれば信頼関係を築けない」とし

ている。警察は取り調べが困難になる具体的事例として、暴力団が被疑者だった場合、録音やビデオに撮られていては「暴力団の組織内部のことを話せなくなる」としているほか、性犯罪の被害者の場合「本人の名誉やプライバシーにかかわることが将来、法廷に出されるようなことになれば大変だ」としている。

しかし、検察は先行して可視化を一部実施している。今年五月、東京地裁の刑事裁判で、検察が取り調べの様子を録画したDVDが証拠採用され、法廷で上映された。このように、裁判員制度が始まると、捜査の在り方も変わらざるを得なくなる。これが治安状況にどういう影響を与えるか。今のところ何とも言えないが、国民の意識と警察の捜査が変われば、当然、治安状況にも大きな影響が出るだろう。

また、裁判員制度が始まると犯罪報道や裁判報道のスタイルが変わらざるを得なくなるといわれている。容疑者や被告を「犯人」と決め付けるような「犯人視」報道は、裁判員に予断を与えることになるため、今以上に慎重にせざるを得なくなるだろう。どういう表現でどこまで書けるのか、新聞協会では報道の指針作りが進んでいる。

裁判員には裁判官と同じように守秘義務が課される。かわった裁判について漏らすと刑罰を科されることもあり得るため、裁判員制度の下でどのような報道をしていくのか、メディアにも重い課題が突き付けられているのが現状だ。

治安回復への道

最後になるが、今年はマネーロンダリング対策上、特筆される動きがあった。テロ資金とか犯罪資金を、幾つかの銀行口座を介在させることによって、犯罪収益であることを隠す手口をマネーロンダリングというが、これまで監視していた金融庁の組織が四月から、警察庁に移管された。

金融庁は金融機関を監視していたが、今のマネーロンダリングは金融機関の口座を幾つか介在させる古典的な手口のほかに、いったん貴金属に換えるとか、弁護士に預けるとか、手口が多様になってきており、金融機関を監視しているだけでは実態を把握できなくなった。監視対象を拡大する必要に迫られ、新たな監視体制がつくられた。

また、警察庁は昨年八月から、最新の政策として「治安再生に向けた七つの重点」に取り組んでいる。七項目中、一番目に掲げられているのが「安心・安全なまちづくり」であり、治安を守ることは、警察だけでできることではなく、国民一人一人に掛かっているということを示している。

どうすれば外国人と共生できるのか。家族や学校、地域を再生するためには何ができるのか。昭和の時代のような治安状況に戻るのには不可能だろうが、警察に任せただけでなく、自分たちには何ができるか、国民一人ひとりが問い直すことが治安回復の第一歩になるのだと思う。

(本稿は、同盟クラブで六月二十九日行われた講演の一部を要約した)

英ロイター、加トムソンに身売り

米ニューズ社はDJ買収で暫定合意

杉田 知裕

(時事通信社ニューヨーク総局長)

メディア業界に世界的な再編の大波が襲っている。ルパート・マードック氏率いる米ニューズ・コーポレーションが『ウォール・ストリート・ジャーナル』紙(WSJ)を傘下に置く米ダウ・ジョーンズ(DJ)に買収提案し、すったもんだの末に暫定合意。一方、歴史と伝統を誇る英国のロイターとカナダの総合情報会社トムソンが統合で正式合意した。「メディア王」がむいた買収の牙はDJ関係者を震え上がらせ、百五十六年の歴史を持つ通信社の事実上の身売りはメディア業界に衝撃を与えた。

ロイターは金融情報部門を継承

ロイターのある幹部は五月四日、久しぶりにインターネットで自社の株価をチェックした。同社が「買収の予備的提案を受けている」と発表したからで、その日だけで株価は26%も跳ね上がった。ロイターの社員はストックオプションを付与されており、オプションは大幅プレミアムとなった。しかし、「トムソンとの経営統合交渉入り」が正式発表される八日まで、オプション株は売却できなかった。インサイダー取引の疑惑が出ないように、同社弁護士から経営幹部には「待て」の

指示があったためだ。「許可がなかなか下りずいらいしたが、九日には購入した株の一部を売ってもうけた」と、同幹部は笑みを浮かべた。

両社は一週間後の十五日に、総額百七十二億ドル規模の統合合意を発表した。トムソン側が「ロイターの報道の自由を尊重する」とロイター側に約束、統合・買収(M&A)など経営形態に影響する案件に拒否権を持つ独立組織の「ロイター発起人会社」がトムソンへの身売りにゴーサインを出したのを受けたものだ。発表では、ロイターの株主に一株当たり三・五二五ドルの現金と新会社株〇・一六株を割り当てる。買収の動きが公表される前日の五月三日終値との比較では、約43%のプレミアムになる。

新会社名は「トムソン・ロイター」。トップにはロイターのトム・グロージャー最高経営責任者(CEO)が就任する。年間売上高はロイターが約四十四億ドル、トムソンが約六十六億ドル、合計で百十億ドル規模に達する。このうちの60%を占める金融情報・ニュース部門は「ロイター」のブランドを継承、残りの40%の法律・税制・医療などの専門情報部門は「トムソン・ロイター・プ

ロフエーション」と名付けられる。両社が双方の得意分野を継承する形となった。米欧の独禁当局の認可を得て正式発足する。観測では、欧米の独禁当局が判断を下すのには九カ月から一年程度かかりそうだ。

相乗効果大の組み合わせ

英調査会社インサイド・マーケット・データ社の推計によると、世界の金融情報サービス市場に占めるシェアはブルームバーグ33%、ロイター23%、トムソン11%となっている。ブルームバーグの後塵を拝してきたロイターはトムソンとの統合によって、シェア争いでわずか1%ながら宿敵を抜くことになる。この結果、いわゆる金融情報ベングターの戦いはブルームバーグ対トムソン・ロイターに絞られることになる。

業界関係者の間では、ロイターとトムソンの組み合わせについて「相乗効果は大きい」と高く評価されている。通信社から金融情報サービス業に発展したロイターは、ニュースのほか為替を中心とするリアルタイム情報で定評がある。しかし、債券のヒストリカルデータなど債券情報では、現ニューヨーク市長のマイケル・ブルームバーグ氏が米証券会社ソロモン・ブラザーズを退職して起業したブルームバーグに後れを取る。

また、ロイターは機関投資家向けの銀行、証券セールス部門などいわゆる「セル・サイド」には伝統的な強さを持つ。だが、買い手側の機関投資家、資産運用会社など「バイ・サイド」にはもう

ひとつ食い込みが足りず、各種分析ツールを備え使い勝手の良いブルームバーグの牙城をなかなか切り崩せない。さらには、北米市場での戦いでは、英国生まれのロイターは米国生まれのブルームバーグやダウ・ジョーンズ(DJ)に對しどうしてもハンディを背負う。

トムソンはロイターのその弱点をうまく補ってくれる。トムソンの金融情報部門トムソン・フィナンシャルは豊富な株式・財務関連データを持ち、ロイターが出遅れているヘッジファンド、投資ファンドなどのバイ・サイドにも浸透している。ロイターの売り物は為替関連情報・データ、一方トムソンは企業財務分析とすみ分けができてい。しかも、ロイターが相対的に弱い北米市場を地盤としており、地政学的にも補完する。商品価格ベースでも、ロイターはミドルティア(中級)、ハイティア(高額)中心なのに対し、トムソンはローティア(廉売)に力を入れている。

文化の違い克服必要

では、ロイターをのみ込むトムソンはどういう会社か。現在、カナダのトムソン一族がウッドブリッジという持ち株会社を通じて70%の株式を保有している。新会社では、ウッドブリッジがトムソン・ロイターの株式の53%を保有する。トムソン家は一九三四年にカナダの地方新聞を買収したのをきっかけに勢力を伸ばし、一時は英国の『タイムズ』紙も保有していた。しかし、一九八〇年代から九〇年代にかけて『タイムズ』紙をニュー

ズ・コーポレーションに売却するなどして新聞業界から撤退し、法律、医療、会計、金融など専門情報サービスに特化。成熟産業の新聞を捨てたことが、トムソンに急成長をもたらした。

二〇〇六年には傘下の金融情報部門トムソン・フィナンシャルが仏AFP通信社の金融情報部門AFXを買収、自前のニュース部門の構築に乗り出した。目を引くのは、新興勢力ならではのアグレッシブさ。ロイターのワルシャワ支局の記者を、ごっそり引き抜き、ロイターを慌てさせたことは、業界で語り草になっている。

金融機関の間では、トムソン・ロイターの誕生でブルームバーグとの二社寡占になることへの警戒の聲がある。その一方で、ブルームバーグに對抗できる勢力の登場で同社の競争力が相対的に低下して、顧客側に価格交渉力が付くと期待する向きもある。

両社は、統合後三年以内に年間五億ドル以上の統合効果、つまり経費圧縮を見込んでいる。その額の大きさにロイター社員は警戒感を隠さない。データセンター、ネットワークなどの一本化だけでは足りないのは明白で、「聖域とされているニュース部門にもメスが入るのでは」とリストラへの不安の聲も聞かれる。

乗り越えなければならぬのは、両社の文化の違いだ。新聞との縁を切って成長した情報ベンダーのトムソン。経費は掛かるが報道の根幹である新聞向けゼネラルニュース部門を大事にするロイ

ター。同社は、戦地のイラクに現在七十人の記者を投入している。その費用はばかにならない。統合の認可が下りた後には、両社の「文化の統合」という課題が待ち構えているのではないか。

底流にマードック氏への不信感

ニューズ・コーポレーションの会長ルパート・マードック氏(七七)が米有力経済メディアのダウ・ジョーンズ(DJ)に對し一株当たり六十ドル、総額五十億ドルの敵対的買収を提案したのは、ロイター・トムソンの統合合意が発表された日の二週間前の五月一日。同氏の狙いは、DJの子会社で米国を代表する経済紙のウォール・ストリート・ジャーナル(WSJ)。高い評価を受けている同紙をハブにして、テレビやオンラインサービス強化することにあった。

買収提案の六十ドルは、直前のDJ株価に67%のプレミアムを付けた価格設定だ。買収に手を挙げそうな潜在的なライバルを、はなからあきらめさせようという思い切った水準だ。総合経済情報会社DJの傘下にはWSJのほか、投資情報誌バロ enz、金融情報ウェブサイトマーケットウォッチなどがある。

米国の新聞業界はどこも、購読も広告もインターネットに押され、不況産業となっている。WSJもその例外ではなく、経費節減と増収に懸命に取り組んできた。二〇〇五年に広告収入増を狙って週末版をスタート。〇六年には一面に広告を入れ、〇七年一月には発行コスト削減のため、横幅

を十五^{ドル}から十二^{ドル}に縮小しコンパクト化した。
 DJは、約三十五人で構成されるバンクロフト家が一九〇二年から大株主の地位にある。同家の保有株比率は全体の25%だが、議決権の比率は64%強に達する。議決権が市場で流通する「普通株」の十倍になる「B株」を握っているからだ。そのバンクロフト家はニューズ社の買収提案を当初、「議決権のうち50%強が反対」として門前払いしていた。買収した新聞の編集に口出ししてきたマードック氏の経歴への不信感からだ。

一九八一年に英国の名門高級紙『タイムズ』を、今回ロイターを買収するトムソンから買い取った際、編集権を尊重すると約束し、そのための独立組織もつくった。だが、同氏是一九八二年には名編集長の誉れ高かったハロルド・エバンス氏を更迭するなどして、タイムズ紙の大衆紙化の道を突き進んだ。

巨大資本武器に再編

オーストラリア生まれのマードック氏は、豪英で新聞社の買収を重ね、八〇年代には米国に上陸、テレビ局や映画会社にも手を広げ、一大メディア王国を築いた。英『タイムズ』紙、米国のタブロイド紙『ニューヨーク・ポスト』、テレビのフォックス・テレビ局、映画の二十世紀フォックス、そして人気SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サイト）のマイスペースを保有する。ニューズ社の年間売り上げは二百七十億^{ドル}と、DJの十八億^{ドル}の約十五倍。マードック氏は根っから

の保守派で、サッチャー元英首相を熱烈に支持したことで有名。同じく保守系のWSJとは政治的な立場は似通っている。

同氏がDJに執着するのは、「ニューズ社が米国で今秋開局する経済専門テレビ局FOX・ビジネスニュース局のためだ。そこに、DJやWSJの記事や記者を活用しようと考えている」（業界関係者）。マードック氏はまた、ニューズ社傘下の他のメディアにもDJ、WSJのコンテンツを流す「情報の統合化」を模索している。

マードック氏の買収提案を勢いよく拒否したDJ側だが、時間がたつにつれバンクロフト家の中から六十^{ドル}という高価格に引かれて戦線離脱する者が出てきている。同家には内紛の過去がある。一九九〇年代にDJの業績不振に業を煮やした一族の若手メンバーが、金融情報子会社のテレレートを売却するよう唱えたのだ。結局、DJは売却損を出してテレレートを手放さざるを得なくなった。バンクロフト家は人数が多だけに、なかなか一枚岩とはいかない。そこを、熟柿作戦のマードック氏に付け込まれた。

一方、WSJは期待を込めてホワイトナイト（友好的買収者）の出現の可能性を盛んに報じたものの、結局現実化しなかった。CNBCの親会社のゼネラル・エレクトロニクス（GE）と英『フィナンシャル・タイムズ（FT）』紙の発行元ピアソンがDJへの共同買収を模索したが、六十^{ドル}に張り合う「経済合理性」を見いだせず断念して

しまった。DJ社内では、ピアソンによる買収ではWSJとFTというライバルが一緒になるため、重複部門でリストラの嵐が吹き荒れるのではと心配する声が表面化。むしろ、WSJを核にしてニュースを強化しようというマードック氏の方を歓迎する空気が生まれた。

そうして、バンクロフト家から交渉の一任を受けたDJ取締役会は七月十七日、五十億^{ドル}で身売りすることでニューズ社と暫定合意し、最終判断を大株主のバンクロフト家に委ねる決定を下した。ロイターとトムソンの統合も、DJにニューズ社の買収提案受諾を促す圧力となった。金融情報の世界では中小勢力でしかないDJは、ますます生き残りが難しくなるからだ。

最終的には、DJはマードック氏の軍門に下ることになりそう。両社は編集権の独立保障のための枠組みで合意している。ただ、バンクロフト家がマードック氏の干渉にいくら歯止めを掛けようとしても、やはり経営権を支配する者が強い。売ってしまったら、編集権の独立は次第に形骸化していくだろう。

改めて感じるのはロイターにしてもDJにしても、業容を説明する枕ことばは「経済情報サービス」で、もはや「通信社」とは呼ばれなくなっていることだ。「通信社」機能は事業の一分野にすぎなくなった。日本でも「通信社」という単独の業種がなくなる、そういう時代が来るのだろうか。

海外情報

ルモンド記者組合、会長統投に“ノン” ワンマン経営と読者離れに不満高まる

フランスの高級紙『ルモンド』で去る五月二十二日、同紙の記者組合によりジャンマリー・コロンバーニ現会長のさらに六年の任期更新に対する無記名の信任投票が行われたところ、60%を必要とする支持が約48%しか得られず、更新が拒否される結果となった。これを報道したイギリスの『ガーディアン』は「コロンバーニの名前は、大きな影響力を持ちながら、赤字を出し続けている『ルモンド』と同義語となっていた」が「これによって『ルモンド』の将来は一気に不安定状態に陥った」と書いた。

その前日の投票で株主と取締役たちはコロンバーニの再任を支持していた。しかし、創刊者ユベール・ブーブメリー以来の規定により、記者組合が最大の投票権を保持しており、拒否権の行使が可能となった。

コロンバーニに対する拒否投票は、彼の経営管理スタイルと、『ルモンド』が受けてきた信頼の喪失に対する抗議を意味していた。ジャーナリストたちはコロンバーニが独りで『ルモンド』を支配し、「絶対君主のように」振る舞っていると批判した。また「メディア帝国」を築き上げるため

に「ミディ・リール」などの地方紙その他の出版物を買収しては赤字を増やす一方で、グループの旗艦『ルモンド』が金と読者を失うままに放置されていると指摘した。

コロンバーニが一九九四年に編集長から社長に就任してから十三年間の『ルモンド』は度重なる変身の連続であった。第一の変身は翌九五年のことで、これまでの独断的・観念的な記事を圧縮し、ハードニュースと分析を主体とする「アングロサクソン」的編集への方針転換であった。

第二の変身は二〇〇二年に行われた。大胆なニュースバリューの転換を図り、第一面にスポーツ選手のカラー写真を載せ、より多くの写真、スポーツページの拡大、文化面の充実など、カラフルな紙面に変容した。この紙面刷新を『ガーディアン』は「フランスの知識人層をぞっとさせたに違いない」と書いた。

この後、『ルモンド』の社会的信頼を脅かすような事件が起こった。それは『ルモンド』の隠れた素顔」と題する著作の刊行である。二人の調査ジャーナリストによって書かれ、〇三年二月に発売されたこの本は、二週間で二十一万部を売り上げ、七版を重ねたという。コロンバーニ社長など三人の人物が『ルモンド』をハイジャックし、フランスを最悪の姿に描いて国の威信を掘り崩し、ジャーナリストたちは「恐怖の雰囲気」の中にある、などと指摘した内容で、『ルモンド』はこれに対し数ページを費やして反論を展開した。

さらに〇四年には、フランスの全国紙がおしなべて過去十年で最悪といわれるような危機に陥り、その中で『ルモンド』も過去三年の間に約五千万^円の赤字を出し、〇四年十月に百人の退職者募集計画を発表する事態となった。

こうした経緯の末、『ルモンド』は〇五年十一月に第三の変身を遂げる。これは「より多くの写真、より少ない言葉、より大きな活字」と集約されるもので、一面に大きなカラー写真を配し、全ページを「ニュース」「分析」「ランデブー」の三パートで構成し、まさに革命といってよい変身と評された。しかしこの変革も功を奏さず、〇一年には四十万部を超えていたという部数は、現在は三十五万部前後にまで落ち込んでいるという。

コロンバーニに代わる新会長には、ナンバー2の地位にあったピエール・ジャンテが取締役会の推薦を得て、七月二日に任命された。しかし、記者組合は長らく監査評議会議長を務めてきたアラ・マンクの再任にも異論を唱えており、こちらはまだ決着が付いていない。マンクは先の批判書で『ルモンド』をハイジャックしたトリオに名指しされた一人で、現在はサルコジ新大統領との親密な関係から、ジャーナリスト側は『ルモンド』の独立が脅かされる恐れを表明している。

こうして今十余年にわたる路線に区切りが付けられようとしている。『ルモンド』はこれからどこに行くのか。

(広瀬 英彦 東洋大学名誉教授)

悲願だった「マスメ」再開

ゼロからの出発で寝食忘れる

―通信社の先輩が語る「私の体験記」⑤―

森 永和彦

(時事通信社OB)

江田島の海軍兵学校の二号生徒(二年生)で終戦を迎えた私にとっては、戦後は文字通りゼロからの出発であった。東京の自宅は五月の空襲で焼けた。跡は一面の焼け野原で、それまでの生活の思い出となるようなものは何一つ残らなかった。祖父、父と海軍の軍人で、疎開先で生き残った高齢の祖父の恩給も、小生が生後六カ月で死んだ父の遺族年金も停止された。

長谷川才次氏との出会い

新しい出発のきっかけとなったのは、終戦の翌年に実施された旧制第一高等学校の試験に何とか合格できたことだった。一高では戦前からの伝統が受け継がれ、全寮制が実施されており、よほどの理由がない限り、自宅からの通学は認められなかった。兵学校の生活と一高の生活とはある意味では正反対、ある意味では共通していた。

一高での日常生活は運動部、文化活動部の部屋に分かれており、特に目的を定めない寮生を収容する一般部屋もあった。寮生活を支える最低限のルールが決められ、その生活の規律、その他を定

めた自治が行われていた。学校側から規則を押し付けられることもなく、各部屋の代表で構成する総代会による自治が行われていた。当時は戦争直後で貧しい学生が多く、アルバイトをしなければ学業を続けられない寮生も少なくなかった。そのアルバイト先を実業界などで活躍中の先輩にお願いしようということになり、私はマスコミ関係の先輩に寮生のためのバイトを紹介してもらい委員に選出された。これが長谷川才次先輩にお目に掛かり、お世話になるきっかけとなった。

通信社も今では高度に機械化されているが、終戦直後は手作業が主体で、それだけに学生アルバイトの職場も多かった。例えば相場速報の報道となると取引所の黒板に書き込まれる数字を専用ブラスで読み取る係、証券部、商況部に電話で送稿する係、本社から地方に送信する係、速報形式に整理し印刷、発送する係などの職場で、学生アルバイトが働ける場所が多かった。今ではほとんどなくなったが、そうした学生が授業を受ける夜間学校も整備されていた。同盟通信以来それらの学

生のための寮(同盟学寮)があり、私も一時お世話になった。

同盟解散、共同、時事に

話は戻るが、占領軍は日本が二度と脅威とならないようにかに阻止するかを占領政策の基本に据えようと考えているように思えた時代であり、戦争中に軍部の意のままニュース配信を担当してきた同盟通信を、占領軍がそのままの形で存続させるとはとても考えられなかった。

そこで同盟通信は、占領軍の意向で料理されるよりは自主的に解散する道を選び、共同と時事の二つの通信社に分かれ、新聞に対する従来の配信業務を引き受ける共同通信とその他のいわば付属的なサービスを受け継ぐ時事通信に分かれることとなった。

新聞社に対するニュースサービスという本業とその他の国内通信網は共同が、時事は出版、業界向けの専門速報、世論調査といった付属部門を受け継ぎ、さらに同盟通信時代東南アジアの日本の占領地域に派遣されていた特派員、連絡要員などが帰国してくるのを受け入れて職場を提供するという戦後処理の仕事まで引き受けることとなった。地方新聞にニュースを提供するという本業は共同通信が、時事はその他の同盟の残務処理ともいえる副業を一手に押し付けられたようなものであった。同盟通信時代には周辺業務と見なされた業界別の活版通信や、『世界週報』、リポートなどの雑誌に収入を頼らざるを得なかった。当時は印



刷物に対する用紙も割当制で、時事が同盟から引き継いだ貴重な財産であった。

時事出社の合間に本郷へ

私も最初のころは時事通信でいろいろなアルバイトをやらせてもらった。活版通信の教育版購読者の集金業務で千葉県の各地に点在する小学校を回ったことがあったが、交通費を節約したくて駅の待合室で仮寝をした経験もある。世論調査の調査員として東京近郊を回ったこともあった。そのうちに本社に審議室が新設されたときにボーイさんとして毎日出社し、本郷の大学まで必須の科目にだけ出席させてもらうようになった。大学卒業の前に正式の時事通信の入社試験を受けたが、一度目は不合格、次の機会によりやく入社できた記憶がある。

正式採用後は外信部勤務となったが、共同、時

事と分かれた際に、長谷川氏を慕って安保長春、村田為五郎、安達鶴太郎氏ら語学が達者で有能な人たちが回りで働いていた。

私はまず外国経済関係の経済記事の翻訳から勉強を始めた。時差の関係でロンドン市場の数字や市況は夜中に入電、ニューヨーク市場の数字や市況は明け方に入電した。外国通信社から英語で無線送稿されてくる記事(相場数字、市況)などのモールス信号を受信部員がキャッチし、外信部員、外経部員が翻訳し、ガリ版印刷して作成した『時事速報』を東京では配達担当者が自転車で購読者の事務所まで配達した。

欧州の市場については半日後に、ニューヨークの市場については市場が終わってから四時間程度で顧客のところまで相場を届ける仕事が始まったころの話である。

経済発展、時事に追い風

時事通信にとって当時の大きな課題は、いかにして通信社本来の姿で発展していくかであった。時事通信にとって幸いだったのは、戦後日本経済が急速な発展を遂げ、経済関係のニュースの需要が順調に伸びたことである。戦後の復興が進み、国民生活が発展するとともに雑誌、週刊誌の分野でも需要が高まってきた。

さらに高度成長時代に入ると株式市場、商品市場での取引も急増した。戦後の見事な経済成長、株式、商品市場の急速な発展で時事通信に順風が吹き始めたといってもよいであろう。

しかし、通信社の本業ともいえる新聞放送に対するニュース提供の仕事が共同に自動的に引き継がれ、時事の分野はそれ以外で、国際的な通信社とのニュース契約も共同が同盟の遺産を引き継ぐような形となったのは戦後の時事通信の発足に当たったの厳しい制約条件であった。資本も社員が株を持つ合作社の形で、とにかく、歯を食い縛って仕事に取り組むのだとの気迫は社内になぎつていたように思える。

特に新聞、放送の分野へのニュースサービスの再開のためには、寝食を忘れて頑張った記憶が残っている。同盟時代に外国関係のニュース処理で名声をはせていた長谷川代表にとってはこの点にすべてを懸けていたようにうかがえた。時差の関係で夜勤が多かったが、編集局内には夜勤のチームが仮眠する場所さえなく、昼間は入れない代表取締役の室に簡易ベッドを持ち込んで仮眠を取った時期もあった。

競争激しく、帰宅は週一度

私も外信部次長時代、共同通信の独占に挑戦するような形で一部の新聞へのニュース配信を開始した際には坂内富雄部長ともども社の近くのホテルに泊まり込んで、自宅には週一回程度しか帰れなかった記憶もある。

そのころから日本が高度成長期に入り、新聞業界でも競争が激化、取材面でも取材源の充実が望まれるようになってきた。共同通信から配信されるニュースだけでは激しい販売競争に勝てないと

いう声が地方新聞から上がり、大手の地方新聞も時事通信からの新聞向けサービスを契約するようになった。

時事通信が海外特派員網を構築して間もないころ、ロンドン駐在の伊藤忠雄特派員が病気のため帰国することとなり、私が急ぎよ後任としてロンドンに赴任した。ロイター通信に受信してもらった東京発のニュースをガリ版で印刷して、徒歩や市内バスを利用して読者に配達した。業務が本格化したのは、後から赴任した安達鶴太郎氏が来てからであった。

帰国したところには時事通信は既に共同通信と並ぶ日本の二大通信社の一つとなっていた。だが、私にとっては思わぬ仕事が続いていた。

日本全土で組合運動が先鋭化し、時事通信にもその影響が及びつつあった。日本の労働運動が国際的な流れと連携し、各企業の労組もその影響を受けるようになっていた。新聞労連と提携して企業の枠を超えた労働運動を発展させるか、企業防衛を優先して労連とは一線を画していくか、であった。

新聞業界の中で通信社という比較的規模の小さな時事通信にとっては、「新聞労連の影響をまともに受けるのは好ましくない」という判断で企業内組合を充実させることにより、組合を通じて外部の影響力が強まるのを阻止すべきだということで、ロンドンから帰国直後にその役を引き受けさせられた。

長谷川氏退陣、新体制に

時事通信社史『建業四十年』『五十年史』の記述を基に、昭和四十五、六年を振り返ってみると、創業以来約四半世紀以上にわたって指導してきた長谷川才次代表取締役経営陣が、社業の発展とは裏腹に社員の待遇を旧態依然のままにしたことで、社内不満が高まった。その結果、独自の組合が結成され、それに対し長谷川代表取締役は、その力を過小評価して強い態度で臨んだが、これが長谷川労務政策の失敗につながっていった。

この労務政策の一端を担っていた私どもにとつては、期待とは全く正反對の激しい労使対立や社内混乱を招き、ついには社始まって以来の労使紛争に発展していったのは残念の極みだった。

昭和四十六年の年明け早々、組合が代表取締役室前にビケを張り、社側はガードマンを入れてこれを排除するという挙に出た。あるいは組合の全日スト、丸の内警察の出動など、大混乱の中で社側幹部会も足並みが乱れ、何とか私どもも組合との妥協、健全な労使関係の確立を期待した。同年六月一日、長谷川代表取締役は帝国ホテルの一室で臨時取締役会を開き、社内混乱の責任をとって連袂辞職を決意した。その後約一カ月余り巻き返しの動きがあったものの、もはや社内支持は少なく、長谷川代表は去って行った。

長谷川代表は退任の弁として七月二十日付の全文でこう記している。

「長期にわたる紛争から私たちが総退陣したこ

とにより、社内を与えた不安感と対外信用の失墜について、まず全社僚諸君に対し深くおわびする。創立以来二十有余年、ひたすら社業の伸長を祈念し、刻苦勉勵の努力を重ねてきたことにひそかの自負はありますが、半面、時代の変せんを痛感しつつもこれに対応する時機を失したことを遺憾に思っております。幸い新しい指導部が誕生し新生時事がスタートするに際し、どうか社僚諸君が初心に帰り、一致して社の発展に努力されることを念願しております」

長谷川体制を支えてきた私どもにとつて、その責任の一端を負い、反省がすべてであった。そして、新生時事の担い手として佐藤達郎体制がスタートし、大幅な人事の刷新が実施された。その結果、私はシカゴに特派員として派遣され、『時事速報』発行にも従事した。ロンドン時代に体験した速報発行に比べてはるかに本格的なシステムとなっていた。

当時は、日本から派遣されている銀行、商社の代表も少なく、日本人社会といえるほどのものもなかったため、現地に溶け込まざるを得なかったが、アメリカについて理解するにはプラスになった面もあったように思われる。

帰国後は解説委員として内外情勢調査会、外交知識普及会などの講演会活動に従事した。定年直前に退社、防衛大学の教授、図書館長に就任し、時事通信社関連の講演会の講師はその後も続けさせていただいた。

 海外情報

総合1位は『NYタイムズ』

6月の新聞ウェブサイトベスト30

二〇〇七年六月の人気新聞ウェブサイトにおけるトップ三十がニールセン・ネットレーティングス(Nielsen/NetRatings)NNR)社から発表されたが、大都市で発行される知名度の高い『ニューヨーク・タイムズ』や『USAトゥデー』が、相変わらず安定した力を見せている(『エディター・アンド・パブリッシャー』E&P・オンライン、七月十一日)。

今回の調査で一番の人気サイトとなったのは『ニューヨーク・タイムズ』で、ユニークオーディエンス(UA)が一万二千五百三十五、一人当たりアクセス時間(Time per Person)TPPは二十七分三十四秒。TPPでは五月の二十九分から二分程度短くなったが、総合トップの座を獲得した。

二位は全米紙の『USAトゥデー』UA〓八千五百九十二、TPP〓十二分四十五秒。三位が『ワシントン・ポスト』UA〓八千八百八十一、TPP〓十八分三十四秒。四位が『ロサンゼルス・タイムズ(LAT)』UA〓五千九十七、TPP〓十分二十四秒。五位『ポストン・グローブ』UA〓四千二百五十四、TPP〓十八分四十七

秒。六位『ウォール・ストリート・ジャーナル(WSJ)』UA〓四千二百四十、TPP〓十五分五十七秒となっている。このうち安定的に上位だった『WSJ』は前月の五位から順位を落とし、『ポストン・グローブ』に抜かれた。

トップグループに続くのは七位『サンフランシスコ・クロニクル』(SFGate.com)、八位『ヒューストン・クロニクル』(chron.com)、九位『シカゴ・トリビューン』(chicagotribune.com)、『ニューヨーク・ポスト』(nypost.com)などとなっており、UAはいずれも三千台である。週刊のアート系オルタナティブ・フリー・ペーパー『ビレッジ・ボイス』(villagevoice.com)が二十八位(UA〓千二百九十四、TPP〓四分十六秒)にランクインしたことは特筆される。

『E&P』ではネット閲覧調査を専門とするNNR社が調査データを評価する際、①どれだけ多くページアクセスがあったかよりも②ウェブサイトにどれくらいの時間滞留したかを重視する方針へと転換するーとの『LAT』報道を取り上げた。この中でEマーケット(EMarketer Inc.)社のデブラ・A・ウィリアムソン(Debra Aho Williamson)上席研究員は「この方針転換が(ネット)広告出向の決定に必ずしも影響するわけではない」としている(『E&P・オンライン』、七月十一日)。

ネットアクセスの頻度から滞留時間へとレーティングの関心が移行した場合、これまで多くの新

聞社が構築してきたオンラインページでのニュース提示方法が変化する可能性は十分にある。現在、多くの新聞社オンラインサイトでは長文記事を複数ページに分けてページビューを増やす戦略を取っているが、仮にNNR社のプランがこれから主流になってくれば、長文記事を複数ページで展開することのうまみがなくなる。滞留時間を基準に見ると、〇七年五月はタイム・ワーナー(AOL)が一番にランクされた。AOLでは五月の一か月間にオンラインでアクセスした人々の滞留時間が二百五十億分に上った。これはAOLインスタント・メッセンジャー・プログラム人気の拡大が影響を及ぼしたとみられる。第二位はヤフー(Yahoo)で、五月のアクセス滞留時間は百九十六億分となっており、この計測方法ではインターネットポータルが圧倒的優位に立つことになる(『E&P・オンライン』、七月十二日)。

このほど、ニュース視聴調査を実施したハーバード大学が人口の28%を占める十二歳から十七歳(ティーン層)にニュースへの興味、関心について聞いたところ、「ほとんど関心がない」との回答が多かった。インターネットはティーン層や若者層によるニュース取得の手段として好まれていることに変わりはないが、オンラインニュースは成人、若者世代の両方から同程度の関心を得ている(『E&P・オンライン』、七月十一日)。

(金山 勉〓上智大学准教授)

保護期間消滅後の©表示は適法か

マスメディア関連の裁判を見る (31)

(平成一七年(ワ)第一二一三八号「著作権」に基づく差し止め請求権不存在確認請求事件)

佐藤 英雄

保護期間が消滅した著作物に©などの著作権表示を付けるのは適法かなどで争われた「差し止め請求権不存在確認請求」訴訟で、大阪地裁(田中俊次裁判長)は平成十九年一月三十日、被告にはパブリック・ドメインになった絵柄を利用したタオルの製造、販売を差し止める権利はないとする原告の請求を認めた。しかし、被告の著作権表示は不法行為に当たらないとして二百万円の損害賠償は認めなかった。

原画をタオルに使用

原告は子供用被服、文房具、日用雑貨品などを製造販売する㈱ファミリア。被告は著作権、商標権、特許権、実用新案権などの無体財産権の販売代理や仲介などを業務とするコピーライツ・ジャパン(株)で、フレデリック・ウォーン・アンド・カンパニー・リミテッド (Frederick Warne and Company Limited. 以下「FW社」という) が持つ著作権の日本における商品化許諾業務を行っている。

原告は、バスタオルとフェースタオルの製造販売を計画し、その図柄にベアトリクス・ポター創作の絵本、『THE TALE OF PETER RABBIT』(邦題は『ピーターラビットのおはなし』)の中の絵柄の一部を使用した。

ポターの絵本の言語的部分および絵画的部分に係る著作権はFW社が持っていたが、日本での保護期間はいずれも平成十六年(二〇〇四年)五月二十一日で満了し、権利は消滅している。

被告はFW社の商品化許諾業務で被告から使用許諾を受けた者に対し、商品や役務(サービ業務)に「© Frederick Warne & Co. 20XX」や「Licensed by © pyrights Group」などの被告表示義務を商品化のライセンス許諾の条件としている。

これに対し、原告は①被告には原告のバスタオルやフェースタオルの製造、販売行為を差し止める権利はない②著作権が消滅した絵柄に©などの被告表示を義務付ける行為は、商品の品質・内容、役務の質・内容の誤認を惹起させる不正競争

行為(不正競争防止法二条一項一三号)に当たり、不法行為を構成するなどとして争った。

著作権紛争を恐れ取引拒否

原告の主張によると、被告は、著作権が消滅しているのに、本件絵柄を含むベアトリクス・ポターの創作したさまざまな絵柄に©表示を付けるか、「Copyrights」社の社名の頭文字の「C」と次の小文字「o」に掛かるように○で囲んで表示するなど、著作権の保護期間が満了していると思われる絵画にも、いまだ被告に著作権があるかのように一般消費者に誤解を与えかねないような虚偽の著作権表示を行っている。

そのため、原告の取引先をはじめとする第三者は、本件絵柄についても著作権侵害の恐れがあるのではないかと思ひ、余計な紛争に巻き込まれることを恐れ、原告と原告製品の取引を行わない。このように、原告は自社の製品を販売できないという現実の不利を被っている。従って、原告製品の販売を行うためには、被告に対し著作権に基づく差し止め請求権の不存在を確認する利益が存在するとした。

これに対して被告は、「© pyrights」は、被告商号のロゴマークであり、「Licensed by © pyrights」とあれば、被告によりライセンスを受けている(本件の場合、商標権等の権利に関する使用許諾である)と認識できる。よって、需要者がこの表示を「著作権表示」とであると認識し、被

告に著作権があると誤認することはあり得ない。

仮に、需要者が本件表示を見て、本件絵柄について日本国内において著作権が現存すると誤認することがあったとしても、それは不正競争防止法二条一項一三号の「商品の品質、内容についての誤認」または「役務の質、内容についての誤認」ではない。よって、被告各表示を付けることは、「不正競争」に該当しない。

本件絵本のキャラクターについては、F W社を著作権者として、本件絵柄を原著作物とする新たな絵柄が創作されており、これら二次的著作物にかかる著作権はいまだに存続している。これらの著作物については、©表示を付けるべきものであるなどと反論した。

自由に販売できる法的地位がある

裁判所はまず、差し止め請求権不存在確認の訴えの利益について、次の通り判断した(要旨)。

(一) 証拠によれば、原告従業員の一人が主要百貨店数社で、商品仕入れや店頭販売の担当者に原告製品について相談をしたところ、同担当者の多くから原告製品を店頭で販売することは待ってほしい。現在、売り場などでピーターラビットの絵柄を使用した商品がライセンス商品として©を表示されて販売されている。原作の『ピーターラビットのおはなし』の著作権が終了し、パブリック・ドメインに帰していると言われても、各店の店頭ではそのことがよく理解されず、お客様か

ら著作権などのクレームや問い合わせがあった場合に、現場の全社員がこれに対応できる自信がないなどと回答され、結局、各百貨店での販売を断られたことが認められる。

(二) 既に存続期間が経過するなどして著作権が消滅している著作物は、いわゆるパブリック・ドメインに帰したのもとして何人も自由に使用できるものであるから、著作権が消滅し、パブリック・ドメインに帰した本件絵柄をそのまま使用した原告製品を販売することを計画している原告は、これを著作権に基づく権利行使を受けないで自由に販売し得るといふ法的地位がある。

被告はライセンスに対して本件©表示を付けることを義務付けているが、それが著作権の存続期間が満了している本件絵柄とそうでない二次的著作物を何ら区別することなく、包括的に著作権を表示するものとなっており、実態として警告的作用がある。被告はウェブページや新聞広告で、著作権を含む知的財産権の侵害に対しては断固とした法的措置を取ると言明している。

保護期間誤認は不正競争に当たらず

被告の行動を考え合わせると、少なくとも外観上、被告が自己またはライセンスの名の下に、自らの判断またはF W社の指示によって著作権に基づく差し止め請求権を行使する恐れがないとはいえない。従って、本件確認請求に係る訴えには確認の利益が認められる。

一方、不正競争行為については、

(一) ©の記号だけでは著作権表示といえないので、保護期間が満了しているのにいまだに著作権が存続しているように誤認させるような表示とはいえないし、コピーライツグループの名称、「Copyright」を利用した©の記号と紛らわしい表示自体は、いまだに著作権が存続しているように誤認させるような表示とはいえないので、不正競争には当たらない。

©の記号に続いて、著作権者であるF W社の表示と最初の発行年(二〇〇五年)が表示されているものは、万国著作権条約により保護を受ける要件を満たす著作権表示。最初に発行された年の記載がないものは、同条約により保護を受ける著作権表示とはいえないが、著作権表示と紛らわしい表示であるといえることができる。

(二) 消費者らがタオルの品質であるその素材となる繊維の種類、その配合割合、肌触り、仕上がり具合などとは別に、これと並んでタオルに使用された絵柄に着目して商品を選択する場合、その選択の基準となるのは、その絵柄そのものの美しさや芸術性の高さなどによるのであって、消費者らは、その絵柄が著作権の保護を受ける著作物であるか否かによってこれを購入するか否かを決定しているものではない。従って、それが本件絵柄の著作物について日本においては著作権保護期間が満了しているのにいまだに著作権が存続している」と誤認させるものであるとしても、不正競争

行為である「商品の内容」に関する誤認表示には該当しない。

(三) 被告ライセンス商品に使用されている絵柄には、ベアトリクス・ポターの創作した原画に含まれない絵本の登場人物の後ろ姿や他の動植物などにより隠されている部分などが新たに描き込まれていたり、同一の絵柄でも登場人物のポーズを変えたりするなど若干の変更が加えられているものが少なくなく、さらには上記原画を三次元化した商品が開発されている。

被告ライセンス商品中、本件絵柄に新たな絵柄が付加され、または変更が加えられているなどの新たに付与された創作的部分が存在するときは、その創作的部分については原画の著作権とは別に著作権が成立し、その著作権はF W社に帰属する。そうすると、万国著作権条約の保護の要件を満たす被告表示と、それに類似する創作年のない被告表示を使用することは、いまだに著作権が存続していることを誤認させることにはならない。

(四) 万国著作権条約が一般的に、方式主義を採用している締約国で著作権の保護を受けるためには、すべての複製物について著作権表示を要すると規定している以上、既に著作権の保護期間が満了している国において著作権表示をすることを不競法一三号の不正競争行為に該当するものとして「禁圧」(無理に止めること)することは、同条約の趣旨に合致しない。

従って、この観点からしても、著作権表示また

はその一部を含む表示行為をもって、商品の品質・内容を誤認させる不正競争行為に該当すると解することはできない。

国により違う著作権表示の必要性

【後書き】保護の条件として、©の記号、著作権者の名と最初の発行年の表示を義務付けている万国著作権条約のみの加盟国は、今では世界中でわずかにラオスとカンボジアの二カ国しかない。

日米など多くの国は同条約加盟国であるが、この二カ国以外は表示の必要がない、いわゆる無方式主義を取るベルヌ条約との二重加盟で、ベルヌ条約が優先する。

わが国の著作権法もベルヌ条約に準拠して、「著作人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない」(一七条)と明記している。

しかし、現実には、ほとんどの書籍、出版物で©表示を行い、インターネットでは同表示のないサイトを見つけるのが難しいほどだ。

これは、米国がベルヌ条約に加盟後も、緩やかではあるが著作権表示と著作権登録制度を残していることに関係がありそうだ。侵害訴訟では、著作権表示が行われている場合、侵害者による善意侵害の抗弁は受け入れられず(米国著作権法四〇一条(d))、著作権表示を欠けば、善意の侵害者が損害賠償責任を免責される場合がある(同四〇五条(b))からだ。

従って、米国向け輸出が多いゲームソフトなどの著作物には、著作権登録(この登録がなければ侵害訴訟は起こせない)とともに、この表示が必須なのである。国境のないインターネットサイトの著作物の場合も同じことがいえそうだが、「理由はともかく他人が表示しているから」という方が多いのではないだろうか。

今回の判決で、裁判所は発行年のない著作権表示は「紛らわしい表示」としたが、米国著作権法は、「文房具や宝飾品、玩具、実用品に複製された場合、発行年を省略することができ」(四〇一条(b)(2))と規定しており、タオルなどの実用品には有効である。

原作者のビアトリクス・ポター(一八六六一—九四三)は、本来なら死後五十年を経た平成五年十二月末日で保護期間が切れるが、先の大戦の連合国民のため、三千七百九十四日の戦時加算が付き、著作権が消滅したのは平成十六年五月二十一日だった。

日本では十年有余も権利が生き延びたことになり、ポターが生まれた英国では、ECの保護期間指令を基に九六年一月から保護期間が七十年に延長になっており、被告側は、日本における保護期間にも不満があるようだ。

保護期間は裁判の争点ではないので、詳しい記述はないが、英国では、ポターのようにいったん公有に帰した著作物は、欧州経済地域(EEA)協定国内での復活に限られる。(朝日新聞社社友)

海外情報

部数、ページ数とも低い伸び

06年の新聞発行状況・中国

中国・新聞出版総署はこのほど、二〇〇六年の新聞発行状況を発表した。

六月二十六日付『新聞出版報』によると、二〇〇六年、中国で発行された新聞は千九百三十八紙、年間総発行部数は四百二十四億五千二百万部、総ページ数は六千六百三十五億七千六百万ページ、用紙消費量は三百八十一万五千六百万リットル。紙数は前年比0・4％増で前年に続きほぼ横ばい。部数2・9％増、ページ数2・8％増も、前年に続き低い伸びにとどまっている。定価総額は二百七十六億九百萬元（一元＝十六・二円）で、前年比5・8％増えた。

紙数を規模別に見ると、前年大幅に減った県級紙が前年と全く同じだった（前年64・8％減）のをはじめ、全国紙0・5％増（同0・9％増）、省級紙が0・1％増（同2・9％増）、市級紙0・6％増（同2・2％増）と、すべて1％未満の伸びにとどまっている。

部数の伸びは、シェアの小さい県級紙が36・0％増（前年89・5％減）でトップ、次いで全国紙15・1％増（同4・4％減）、市級紙4・5％増（同2・2％減）、省級紙0・2％増（同7・9％増）の順。全国紙の二けた増、半面、省級紙の1％未満増、ともに二〇〇〇年以降では初めて。

ページ数の伸びは、県級紙が96・6％増（前年92・8％減）、市級紙7・4％増（同2・3％増）、全国紙5・7％増（同13・2％増）、省級紙0・8％増（同6・3％増）の順。県級紙の急激なページ数増加が目立つ。

全紙を総合紙と専門紙に分けると、総合紙が八百九紙（前年と同数）、専門紙が千二百二十九紙（前年比0・6％増）だった。

（木原 正博＝日本新聞協会審査室長）

中国の新聞紙数・部数・ページ数伸び推移（グラフ）

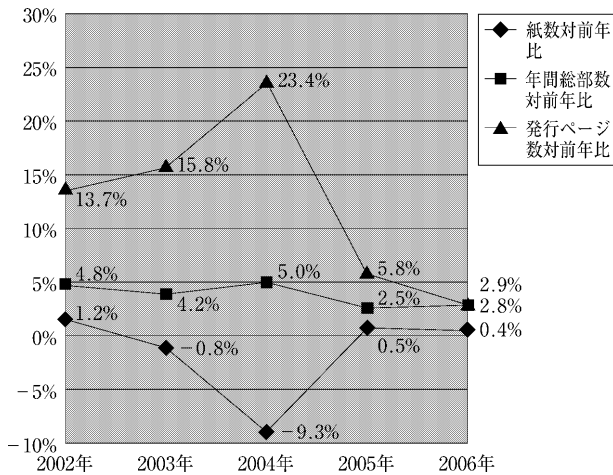


表1 中国の新聞紙数・部数・ページ数等

	紙数(紙)	平均期総部数(万部)	年間総部数(億部)	総印張(億印張)	発行ページ数(億ページ)	用紙消費量(万トン)	日刊紙数(紙)	週6刊紙数(紙)
2002年	2,137	18,721	367.83	1067.38	4,269.52	245.51	491	243
2003年	2,119	19,072	383.12	1235.59	4,942.36	284.18	506	249
2004年	1,922	19,522	402.4	1524.8	6,099.20	350.7	499	235
2005年	1,931	19,549	412.6	1613.14	6,452.56	379.09	—	—
2006年	1,938	19,703	424.52	1658.94	6,635.76	381.56	—	—

表2 2006年 規模別・分野別の紙数・部数・ページ数等（△＝マイナス）

	規模別				分野別	
	全国紙	省級紙	市級紙	県級紙	総合紙	専門紙
紙数(紙)	221	816	882	19	809	1129
総部数(億部)	63.32	227.86	132.72	0.60	294.95	129.57
換算ページ数(億ページ)	705.56	3744.76	2181.56	3.88	5339.96	1295.80
紙数伸び率	0.5%	0.1%	0.6%	0.0%	0.0%	0.6%
総部数伸び率	15.1%	0.2%	4.5%	36.0%	△2.1%	21.9%
総ページ数伸び率	5.7%	0.8%	7.4%	96.6%	△2.1%	37.0%

メディア談話室

ウェブニュースと新聞

藤田博司

総務省の最近の調査報告によると、日本のインターネット利用者は二〇〇六年末現在で八千七百五十四万人、総人口比で68%を超えている。ネットが普及し始めて間もない一九七七年の数字はそれぞれ千五百五十五万人、9・2%だったというから、この十年足らずの間にいかにネット利用者が急増したかが分かる。

一方、日本新聞協会の二〇〇五年の調査では、一日の新聞閲読時間はわずかに二十六分、それに対してインターネット利用時間（電子メール利用なども含めて）は八十九分と、新聞閲読時間の三倍を上回っている。年齢層別に見ると、二十歳代では新聞十六分に対し、ネットは百分で、両者の比は一对六とその差が開いている。インターネット派が急速に増え、逆に新聞派が特に若年層で着実に減少している。新聞離れは想像以上に速いテンポで進行していることが分かる。

総合性などで勝る新聞

こういう傾向が今後も続けば、私たちの社会にも相当の影響が表れるのではないか、という心配が頭をもたげてくる。新聞を読む人々と、イン

ターネットを通じてしかニュースや情報と接触しない人たちとの間で、「ニュース・情報ギャップ」とでも呼ぶ格差が生じる懸念である。

新聞には一覧性がある。一面からテレビ面に至るまで、それぞれのページをめくって見出しを見るだけでも、さまざまな分野で起きた前日一日の主立った出来事を知ることができる。記事の配置や見出しの大きさ、写真の扱いなどでニュースの重要性を判断することもできる。ごく大ざっぱに言えば、世の中の様子を大づかみに理解できる。

新聞によって編集方針やニュースの価値判断に多少の違いはあるが、おおむね重要と見なされるニュースは載っている。その扱いもまずまずバランスが取れており、満遍なくニュースに目配りできる総合性にも優れている。それに、普段、関心のない分野のニュースでも、ページを繰る途中でふと目にした見出しに引かれて読み進んでしまうこともある。読者の視野を広げる可能性も、新聞の紙面にはあちこちに潜んでいる。

一方、ウェブサイトだけでニュースを読んでいる（あるいは見ている）人々には、そうした一覧性や総合性の恩恵に巡り合う機会が乏しい。確

かにウェブサイトにもニュースの一覧はある。しかし同じ大きさの文字の一行見出しが時系列に従って羅列されているだけで、ニュースの重要度が一目で分かるランク付けがされているわけでもない。しかもその一覧表でさえ、刻々差し替えられていくから、その日の（あるいは前日の）出来事の相対的な価値を判断する手掛かりも簡単には得られない。

結局、ウェブサイト派は数多く並んだ一行見出しの中から自分に関心のある項目を選んでニュースを読むことになる。関心のない分野や項目は選択の網目から漏れてしまう。どんなに重要なニュースでも、一行見出しを見落とされると、その人たちにとってはニュースとして残らない。自分が関心を持つ特定の問題については豊富な知識を持つことはできても、世の中全体の状況を考えるために必要な総合的な情報や判断の材料はとかく抜け落ちることになりやすい。

民主主義の危機

新聞派とウェブサイト派のこうしたニュースに接する態様の違いが長期にわたって繰り返され固定化すれば、それぞれのグループに属する人々の間で、地域社会や国、ひいては世界に対するものの見方、考え方に深刻なずれが生じる可能性がある。両者の間で、社会に対する認識に大きな落差が生まれ、問題意識や懸念、希望を共有できなくなる心配がある。

それだけでなく現代は市民の「たこつぽ化」がいわれる時代である。市民が自分の身の回りのことばかりにかけ、コミュニケーション意識が薄れて地域社会の崩壊も指摘される。インターネットは個人が自分の関心事を深く追求することを容易にしたが、結果的に「たこつぽ化」を一段と進めるのを助けているともいえる。

若い人たちを見ているとその心配が募る。大学生は、ごく少数の例外を除いて新聞をほとんど読んでいない。彼らは、日常的にメディア系のウェブサイトをネット企業のポータルサイトでニュースを読んでいる。そのほとんどは新聞社、通信社が提供したニュースだが、あくまでも自分の関心事だけを拾って読んでいるにすぎない。ウェブサイトでニュースを見れば新聞を読む必要は感じない、という。

ウェブサイトの情報だけを通して世の中の動きをきちんととらえ理解するには、よほど系統立った問題意識を備えていないと、バランスの取れた包括的な情報を手には難しい。それができなければ、ウェブサイトから得られる情報や知識は断片的、恣意的なものか、偏ったものになりやすい。そうした情報が若者たちの頭の中に紡ぎ出す社会のイメージは、まとまりのない個人の集団か、悪くすれば恐ろしく偏った主張が幅を利かす、ゆがんだものになりそうな気がする。

地域社会や国のあり方について、市民がある程度、共通の理解や共感、希望を共有できない社

会では、市民の間で意味のある対話が成り立たない。市民活動や選挙を通して、市民が社会をよりよくするために協働するエネルギーも失われてしまふ。それは突き詰めていえば、民主主義を崩壊させる危険をはらんでいる。

新聞報道にも偏り

こうした見方にはむしろ異論もあるだろう。インターネットの負の部分ばかりを強調し過ぎているとの批判もあるに違いない。確かにインターネットの多様な機能を活用して、これらの懸念を克服することもできるかもしれない。しかし少なくとも、ニュース・情報の摂取にかかわる現況、とりわけ若い人たちの行動や考え方を観察していると、そうした心配はおいそれとぬぐい去ることができない。

逆に、本来、頼りにしなければならぬはずの新聞にしても、読者が必要としているニュースを十分に伝えているかとなると、不安な点とはいえない。読者が今の世の中をきちんと理解する上で役立つニュースを、新聞がバランスよく包括的に報じているかどうか、疑問の余地はある。

六月に明るみに出た、自衛隊がイラク派兵に反対する市民グループやジャーナリストの活動を監視していた事実を、『朝日新聞』や『東京新聞』は重大な問題として取り上げたが、『読売』『日経』『産経』などはほんの申し訳程度にしか伝えなかった（七月号本欄参照）。

久間防衛相が米国による原爆投下を「しやうがない」と評した発言も、『朝日』『毎日』『東京』などは当初から問題視して大きく反響などを扱ったが、『読売』『産経』は数日後に防衛相が辞任するまでの間、この発言をそれほど大きく扱おうとはしなかった。

これらの問題に限って言えば、『朝日』や『毎日』『東京』などの読者と『読売』『産経』の読者にとつて、現在の日本社会のありようは対照的に違って見えているに違いない。

新聞にはむしろそれぞれ異なる主張があつていい。それが社説や論評の場で表明されるのはむしろ健全なありようである。しかし、ニュースを伝えるスペースにまで社論の立場が色濃く反映されるのは感心しない。ニュースが社論の立場に沿った報道で固められてしまうと、読者から世の出来事を正確、公正に判断する材料を奪うことにもなりかねない。そんなことになれば、新聞がインターネットに対して誇り得るわずかな優位性も失われてしまうかもしれない。

新聞派とウェブサイトの「ニュース・情報ギャップ」がこれからの社会にどのような影響をもたらすのか、予断を許さない。ただ新聞には、伝統的なジャーナリズムの担い手として、総合的にバランスの取れたニュースを公正に伝える役割だけは忘れてほしくない。それがインターネット時代になっても、新聞の確かな存在意義であるからだ。（早稲田大学客員教授）

プレス ウオッチング

「原爆投下しようがない」

「久間暴言」そのズサンな歴史認識

人類最大の悲劇から六十三年目の原爆忌。その直前、「敬虔な祈り」に冷水を浴びせる暴言が政府要人から飛び出してテンヤワンヤの騒ぎになっている。暴言の主が、国の安全・防衛をつかさどる防衛大臣とはこれいかに……。安倍晋三政権の前途はさらに険しくなってきた。

久間章生防衛相が六月三十日、麗澤大学（千葉県柏市）で行った講演が騒動の発端で、多くのメディアが大々的に報じているが、「久間暴言」には看過できない歴史認識の過誤もあるため、当時の歴史を振り返りながら検証を試みたい。

「日本が負けると分かっているのに、原爆を広島と長崎に落とした。長崎に落とせば日本も降参するだろう、そうしたらソ連の参戦を止められるということだった。幸いに（戦争が）八月十五日に終わったから、北海道は占領されずに済んだが、間違えば北海道までソ連に取られてしまう。その当時の日本は取られても何もする方法はないわけですから、私はその点は、原爆が落とされて長崎は本当に無数の人が悲惨な目に遭ったが、あ

れで戦争が終わったんだ、という頭の整理で今、しようがないな、というふうに思っている。米国を恨むつもりはないが、勝ち戦ということが分かっているながら、原爆まで使う必要があったのか、という思いは今でもしている。国際情勢とか戦後の占領状態などからいくと、そういうことも選択肢としてあり得るのかな。そういうこともわれわれは十分、頭に入れないながら考えなくてはいけないと思った」

久間防衛相が得意げに語った講演内容ばかりでなく、あまりにも時代錯誤の歴史認識にがくぜんとさせられる。一九四五年八月六日、広島市に米軍機が投下したウラン型原子爆弾によって約十四万人が死亡。九日には、長崎市にプルトニウム爆弾を投下して約七万四〇〇〇人の命を奪った。人類史上最大の大量殺戮であり、今なお米国政府から公式謝罪のないことこそ不可解の極みである。それなのに、被爆国・日本の防衛責任者が、米国が使った非人道的兵器を「しようがない」と思っている」と言っている。けた無神経さにあきれ果てた。さらに、乏しい歴史認識で偉そうなことを語るの

残虐兵器、ソ連参戦を導いた米外交

原爆投下前後の国際状況を振り返ってみよう。

「米ソなどの動き」▼米国ルーズベルト大統領は一九四二年六月、「原発マンハッタン計画」推進を決め、米ニューメキシコ州ロスアラモスで開発に着手▼米英ソ三カ国首脳は四五年二月十一日

「ヤルタ協定」締結。協定文に「ドイツが降伏し、かつ、欧州における戦争が終了した後二カ月または三カ月のうちにソ連が、次のこと（樺太南部や千島返還など）を条件として、連合国側に立ち日本国に対する戦争に参加することを協定した」と明記▼ドイツの無条件降伏後の七月二十六日、ポツダムで会合した米英首脳は、中華民国の同意を得て「ポツダム宣言」を発表して日本に降伏を迫った。この会談の席上、米国トルーマン大統領（死去したルーズベルトの後継者）に『原爆実験成功』が伝達された▼ソ連はその時には日本と中立関係にあったが、八月八日対日参戦を通告し、ポツダム宣言に参加した。

「日本の動き」▼敗色濃厚な四五年六月、天皇の英断でソ連への特使派遣を決め、七月十三日駐ソ大使から近衛文麿元首相派遣を打診。ソ連の返事を待っていたところ、同二十六日「ポツダム宣言」が発表されて狼狽▼同年八月六日広島原爆投下、八日ソ連が宣戦布告▼長崎原爆投下の九日、政府・最高戦争指導会議。ポツダム宣言受諾を決定して十日に電報を打電▼ところが、降伏後の「国体護持」をめぐる再び紛糾。十四日最後の御前会議で鈴木貫太郎首相がご聖断を仰いで決着▼十五日正午に敗戦を告げる『玉音放送』。

ソ連の参戦はヤルタ会談で四五年二月に決定しており、米国の原爆投下命令は「ポツダム宣言」より前に出されていた。米国が、開発に成功した原爆の威力を早く試したかったことは明白で、米

科学調査団が被爆後の両市に直ちに乗り込んで調査した事実がこれを裏書きしている。久間氏が「長崎に原爆を落とせば日本は降伏し、ソ連の参戦を止められると米国が判断した」との間違った推論に基づいて発言した罪は大きい。

首相の任命責任と内閣の体質に問題

核爆発の脅威から人類をどう守るかが、第二次世界大戦後六十年余の世界共通の大命題である。唯一の被爆国・日本が「核廃絶」の先頭に立つべき時だけに、「久間暴言」を厳しく糾弾すべきだったが、安倍晋三首相の対応の鈍さに驚かされた。「久間暴言」直後、首相は「米国の（当時の）考え方について紹介したと承知している」とだけ答え、不問に付す姿勢だった。久間氏自身も当初「言い方がまずかった」と釈明していたが、「世論の猛反発」に屈せざるを得ず、「けじめを付けるため」と首相に辞任を申し出て、その場をしのいだ。問題の重大性を即座に感じて「罷免」すべきだったが、首相の問題意識は「自殺した松岡農水相のケース」と同様あいまいで、任命責任そっちのけの「脆弱内閣」の姿を露呈してしまった。被爆地・長崎と広島県の県紙が連日一面トップで報じ、社説で「核廃絶の訴え」を強調した紙面展開が光った。総体的に、新聞各紙が「久間暴言」を取り上げ、厳しく批判したことを多としたい。「一九九六年、国際司法裁判所も核兵器使用は国際法違反との判断を示した。それは世界の共通認識になっている。その共通認識を形成するまで

に、被爆者たちの世界に被爆の実相を伝える血のにじむような努力があった。……久間氏の『原爆理解』は、米国指導者の投下の意図を、自分流に解釈してみせたものに過ぎない。それが解釈できたらからといって、行動を容認しなければならぬ理屈にはならない」（『長崎新聞』7・1論説）。

「安倍首相の責任も大きい。北朝鮮の『脅威』をきっかけに閣僚や与党幹部から核武装論も浮上したのは昨秋だ。いったんは沈静化したのが、核兵器を容認するかのような議論が横行した。安倍内閣の持つこうした空気と久間発言は無縁ではあるまい。首相が非核三原則を生かして独自の平和戦略を立てることに腐心していたら、防衛相からこんな不意な発言が出ただろうか。首相は、驚きが広がって久間氏に嚴重注意をしたが、辞める必要がないとの姿勢だった。その判断も甘かった」（『中国新聞』7・4社説）。「久間氏が『参院選に影響を与えてはいけなくて辞めることにした』と弁明しているように、辞任はあくまで間近に迫った参院選対策であり、自らの本意ではなかったことを示唆している。辞任は『しょうがない』というわけである。極めて遺憾な態度と言わざるを得ない」（『長崎新聞』7・4論説）。

両紙の論調に読者の大多数は共感するに違いないが、「久間暴言」直後の三日、米政府のロバート・ジョゼフ核不拡散担当特使（前国務次官）が「原爆の使用が戦争を終わらせ、連合国側の数十万人の命だけでなく、数百万人の日本人の命を救

ったことにほとんどの歴史家が同意すると信じている」と語ったとの特派員電にも驚かされた。個人的見解にしても、米政府要人のこうした慢な発言を許容するわけにはいかない。

『『百万人の物語』は第二次大戦当時の米陸軍長官スティムソンが一九四七年、発表した原爆擁護論に発する。四六年、ハーシーの現地ルポ『ヒロシマ』が広く読まれ、原爆の正当性に対する疑問が米社会に広がった。危機感を持ったスティムソンは『ヒロシマと長崎の破壊が戦争を終わらせた』（『上陸作戦を行っていたら』米軍だけで百万人以上の被害が生じる可能性があった）と主張した。『百万人以上』の根拠は明らかにしていないが、米国では立証されないまま神話のように定着した。ジョゼフ氏の発言もこの流れの中にある。

……原爆使用は道徳的に正しかったという論理は、核兵器へのためらいを弱めソ連との核軍拡競争や冷戦に道を開いた。市民の巻き添えはやむを得ないという発想はベトナム戦争やイラク戦争の空爆作戦につながっているのではないか。核の恐怖の時代は冷戦後も続く。北朝鮮の核実験のように独裁国家が核武装したり、テロリストが入手する恐れが広がった。核不拡散は日米の重要課題だ」（『毎日』7・5社説）との指摘は、ズシリと重い。国際紛争が渦巻く今年の「原爆忌」、犠牲者への鎮魂とともに、被爆国日本の核廃絶へ向けての責務を痛感する。

（池田 龍夫〓ジャーナリスト）

放送時評

中越沖地震で活躍する地域FM局

全国のコミュニティ局も支援の動き

七月十六日午前、新潟県中越沖を震源とする地震が発生した。新潟県柏崎市、長岡市で震度6強。上越市、小千谷市などで震度6弱を観測。住宅の倒壊などにより、十六日の夜は、一万を超える被災者が避難所で一夜を過ごすこととなった。現在もなお、その復旧作業が続いている。

さて、この震災の発生直後から、避難所等で不便な生活を送る被災住民たちに向けて災害情報・生活情報を放送することで、新聞など他の大手メディアの注目を集めているのが、地元のコミュニティFM局である。というのは、二〇〇四年十月に起こった新潟県中越地震の際、地元のコミュニティFMが、地元の被災した住民に、その事業採算性を度外視してまで災害情報・生活情報を提供し続けたという経緯がある。そのようなこともあって再び、地元のコミュニティFMの活動に対して期待感が高まっているのである。

二〇〇四年の新潟県中越地震の際は、「暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火災その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために

役立つこと」を目的とした「臨時災害放送局」も二局開局されている。そのうちの一つが長岡市をエリアとする「FMながおか」で、同局は「臨時災害放送局」として、その出力を臨時に20wから50wに増力、災害情報番組を提供し続けた。また、十日町市でも、同市役所内に「十日町市災害FM局」を開局。この十日町市災害FM局の開局・運営に関しては、南魚沼市（旧・六日町）の「エフエム雪国」による全面的な支援を受ける形で、市役所の職員が当たった。その「エフエム雪国」も、放送局舎が震災による被害を受けながらも、被災者向けの災害情報・生活情報を継続的に放送した。

このような新潟県中越地震での被災地域のコミュニティFMの活躍は、地域密着の放送メディアの一つの在り方として、内外の放送関係者からも高く評価され、二〇〇四年度の優れた放送活動をたたえる放送文化基金賞、ギャラクシー賞などが与えられている。

ラジオは災害情報メディア

このようなこともあって、コミュニティFM局は、「災害時の災害情報・生活情報の提供に強いメディア」というイメージが定着しつつある。もちろんそれは、ラジオ放送全体に言えることでもある。ラジオというメディア全体の状況について触れておくと、新聞、雑誌、ラジオ、テレビという、いわゆるマス広告四媒体の広告費の伸びが低迷する中で、ラジオの広告費は最も小さかった

こともあり、二〇〇四年には、急成長を続けるインターネットの広告費に抜かれてしまう。このインターネットの急伸に象徴されるメディア環境の変化の中で、近年、ラジオというメディアの社会的機能について調査、再検証する動きが活発になっているという。

ラジオ広告に関しては、日本ラジオ広告推進機構（RABJ）の設立などラジオメディアの広告媒体価値の見直しが各方面でされる一方で、「放送のデジタル化」が進む中で、デジタルラジオの立ち上げに向けた制度整備がされ、一部サービスが開始されている。

ただし、広告についても、デジタル化による新たな市場性についても、多くの課題を抱えていると言わざるを得ない。

他方において、阪神大震災や前述の新潟県中越地震で、ラジオ放送が災害情報・生活情報の提供にその機能を発揮したことを受け、ラジオは災害時に強いメディアとして、その存在が見直されている。もちろんそのような災害時に強いラジオという評価の背景には、大震災の被災地で地元のAM放送局やコミュニティFMを支える現場の放送人が頑張る、被災した住民から高い支持を得たことが挙げられる。

ただし、注意しなくてはならないのは、コミュニティFM局の多くは県域単位のAM放送局等と異なり、現場のスタッフが数人程度というところが多いためであることだ。これまでの幾度かの

大震災時にコミュニティFMが活躍してきたことを前提として、非常時にコミュニティFM局が災害情報・生活情報の提供に有効なメディアであるとして、過度に期待したり、また制度的にそのような役割を課していくことは、その経営実態に照らして現場に過重を強いることになる危険性があることも十分に認識する必要がある。

地域密着型のコミュニティFM

元来、コミュニティFM局は多様な情報ニーズに応えるため、県域レベルよりも小さい市町村レベルの地域密着型の放送メディアを求める声が高まったことから登場したメディアである。その背景には、戦後、AM・FMラジオ放送、地上テレビ放送といった放送サービスが普及・浸透したものの、そのネットワーク化の整備の過程で、情報発信の東京一極集中化が進む一方で、「地方の時代」というコトバが示すように、地域社会の活性化が支持される中で、それを担うような声が高まったことが挙げられよう。

放送政策上の論議においても、一九八八年に郵政省に設置された「放送の公共性に関する調査研究会」が、九〇年に出した報告書で、「地域の多様なニーズにより柔軟に対応できるよう、現在の県域単位を中心とした放送対象地域の他に、より小地域の単位を放送対象地域とするコミュニティ放送のようなものの導入を検討する必要がある」と提言するなど、コミュニティ放送の導入を制度的に整備すべきだとの声が高まりを見せていく。

このような声を受ける形で、九一年七月に、郵政省は市町村の一部を対象とした地域に密着した情報提供を目的としたコミュニティ放送の制度的導入を発表。翌九二年一月には、1Wの出力を上限としたコミュニティ放送の制度化が実現する。

このような制度整備を受け、同年十二月には、日本最初のコミュニティFMとして、北海道函館市に「FMいるか」が開局。それ以降、続々と全国各地でコミュニティFMが立ち上がり、二〇〇七年七月十七日現在、コミュニティFM局は、全国で二百一十一局が運営され、うち、JCB A（日本コミュニティ放送協会）に加盟するコミュニティFM局は百九十一局。NPO法人によるコミュニティFM局は十局までになっている。

一九九九年には、一局の出力は20Wまで認められたものの、コミュニティFMという制度上の枠組みからくるメディアの性格付けは、何ら変わっていない。それは、市町村サイズの地域性に立脚したメディア事業ということになる。従ってコミュニティFMは、その事業条件故に、小さな市場と向き合っていくしかない。それは必然的に経営環境を厳しいものにせざるを得ないのである。事実、その経営状況を見てみると、コミュニティFM局一局当たりの事業規模はまだ小さく、また、先に述べたように、広告媒体としてのラジオに対する風当たりも強い。そのようなこともあって、地域密着型メディアとしてのコミュニティFMの存在意義は、高く評価されるまでになったが、その経営基盤の在り方や制度上の位置付けなど、その事業実態を踏まえて抜本的な検討をすべき時に来ていると指摘する向きも多い。

具体的には、出力する電波の増力や市民参加の在り方に関する制度的な枠組みについての見直し、サービスエリアのサイズが同程度のケーブルテレビ事業との連携を容易にするなど、その将来性を見据えた論議が求められているのである。

三年前の新潟県中越地震の際、「FM雪国」「FMながおか」など、地元のコミュニティFM局は採算性を度外視して被災者に向け災害情報・生活情報を提供し続けたが、災害が発生するたびに地元のコミュニティFMにそのような負担を強いる状況は、健全なメディア状況とは言えないのではない。地震発生直後、全国規模の大手メディアが集中豪雨的な取材・報道をした後、経営基盤の脆弱なコミュニティFMが、負荷を強いられながらもサービスを続けるという日本のメディア状況には疑問を感じざるを得ない。

ただし、そのような中であってホッとするような話もある。今回の地震においても、近隣のコミュニティFMや全国のコミュニティFM関係者から、地元のコミュニティFMを支援しようというネットワークが広がっているという。災害という非常時だからこそ、そのメディアの本質的価値や、その担い手たちの本当の姿が見えてくるのかもしれない。(音 好宏 上智大学教授)

◎対面式

財同盟育成会の山内豊彦理事長と同盟学寮生との対面式が六月十七日、東京都新宿区市谷仲之町の同学寮で行われた。山内理事長は訓示の中で、座右の銘の川柳を引用し、「ひょうひょうとして風に吹かれながら、自分の存在をきちんと訴える柳の大木になってほしい」と述べた。この後、元拓殖大学客員教授の深瀬和巳氏が、「南極からのリポート―地球環境調査の最前線」と題し講演した。

◎講演会

財新聞通信調査会と同盟クラブは七月二十日、東京都港区虎ノ門の同クラブで講演会を開いた。講師は時事通信社外信部の吉田健一氏。演題は「大統領選を控えた最近の韓国情勢」だった。

◎夏季ビール会

同盟クラブ（前田耕一会長）は七月二十日、東京・有楽町のニュートーキョーで恒例の夏季ビール会を開き、五十一人が参加した。

前田会長が冒頭、「犬養さんという大物会長が辞められ穴が開いた感じだ。参院選は与党苦戦、野党善戦の状況で熱い戦いを展開中だが、きょうは暑さを吹き飛ばし、大いにやりましょう」とあいさつし、乾杯の発声。この後、歓談に移った。

◎夏季囲碁大会

同盟棋友会（三ツ野充蔵会長）の平成十九年夏季囲碁大会は七月七日、東京都港区虎ノ門の同盟クラブで開催され、十六人が参加した。熱戦の結

果、次の各氏が入賞した。

A組Ⅱ優勝・江口浩六段、準優勝・横山哲次朗六段、三位・山根耕志六段。

B組Ⅱ優勝・三ツ野充蔵三段、準優勝・石坂敏郎二段、三位・日根重男三級。

（以上のほかの参加者は次の各氏。市来逸彦、作田吉男、堀川敏雄、中野正彦、浅野道彦、藤田康介、小林敏雄、三ヶ野大典、本多徳正、有賀忍）

◎均一句会

平成十九年二月二十七日

祢保希

〔兼題 海苔〕

天 海苔粗朶や朝日に風の衰えず

直久

地 海苔一枚浮かせて母の味となる

けんじ

人 きつぱりと断りを入れ海苔あぶる

杉の子

今日という一日の護符海苔を食む

豊平

海苔のひび日比谷に入江在りしなり

檜村

海苔箸の数の減りゆく日和かな

寿世

レノン忌のつくに過ぎて海苔を掻く

あまり

宅配のずしりと軽き海苔の缶

魚酔

日本に帰りてまずの海苔茶漬

正実

萌えの庭見るともなしに海苔茶漬け

正風

床上げて朝餉の海苔の香りかな

和美

海苔焼いて今日一日の始まりや

美佐子

金の波銀の波海苔育ちけり

那由太

〔悲報〕

岩永 清さん（同盟クラブ特別会員、元共同通信社常務理事・故岩永信吉氏の妻） 7月11日午前

3時57分死去、92歳。自宅は東京都大田区田園調布本町24の9。喪主は長男陽一氏。

高崎 親義氏（元時事通信社『農林経済』編集長） 6月23日死去、83歳。自宅は東京都大田区上池台3の1の5。喪主は長男友章（ともあき）氏。

目次（八月号）

最近の事件から見た日本社会……本多 晃一……1	英ロイター、加トムソンに身売り……杉田 知裕……6
通信社の先輩が語る「私の体験記」⑤……森永 和彦……10	マスメディア関連の裁判を見る(3)……佐藤 英雄……14
【メディア談話室】	ウェブニュースと新聞……藤田 博司……18
【プレスウオッチング】	「久間暴言」そのズサンな歴史認識……池田 龍夫……20
【放送時評】	中越沖地震で活躍する地域FM局……音 好宏……22
【海外情報】	①ルモンド記者組合、会長続投に「ノン」……広瀬 英彦……9
②総合1位は『NYタイムズ』……金山 勉……13	③06年の新聞発行状況・中国……木原 正博……17

定価一五〇円 一年分一五〇〇円（送料とも）
発行所 財団法人 新聞通信調査会
〒一〇〇五一 東京都港区虎ノ門一―五―一六
（晩翠ビル四階）

印刷所 振替口座〇〇〇二〇一四―七三四六七番
株式会社 太平印刷社
電話（〇三）三五九三―一〇八一（代）
©新聞通信調査会2007